

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所さわらび
所在地	高知市五台山 3780-1
事業者指定番号	高知県第 3970100057 号
管理者及び連絡先	小川 友美 (088) 885-0558
サービス提供地域	高知市、南国市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

## 2. 事業所の職員体制

職 種	専 任	兼 務	計
管理者 (主任介護支援専門員)	1名		1名
介護支援専門員	3名		3名
事務職員		1名	1名

## 3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し12/29日～1/3を除く）
営業時間	8：30～17：30

※24時間体制にて対応いたします。（885-0558）

## 4. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はございません。

- \* ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合につき、下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。この、サービス提供証明書を後日高知市、南国市の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 I (単位数 1,086) 10,860 円	居宅介護支援費 I (単位数 1,411) 14,110 円

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算 ( 単 位 数 300 )	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 ( I ) ( 単 位 数 250 )	2,500 円/月	介護支援専門員が入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
	入院時情報連携加算 ( II ) ( 単 位 数 200 )	2,000 円/月	介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
	通院時情報連携加算	500 円/回	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等の利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
	退 院 ・ 退 所 加 算 ( 単 位 数 450～900 )	4,500 円/回 ～ 9,000 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(入院又は入所期間中 3 回を限度)
	緊急時等居宅カンファレンス加算 ( 単 位 数 200 )	2,000 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(1 月に 2 回を限度)
	特 定 事 業 所 加 算 ( II ) ( 単 位 数 421 )	4,210 円/月	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1 月につき)
	特 定 事 業 所 加 算 ( III ) ( 単 位 数 323 )	3,230 円/月	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1 月につき)

## 5. 当法人の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営方針

#### ◆運営の方針

要介護状態になった利用者の方が、その居宅において自立した日常を営むべく、常に利用者の方の立場に立ち、多様な保健医療サービス及び福祉サービスを受けることができるよう居宅サービス計画を作成し連絡調整を行います。

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施していきます。

- ・居宅サービス計画を交付し、同意を得ます。
- ・月に1回利用者の方の居宅を訪問し、1ヶ月に1回居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録します。
- ・サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により居宅サービス計画の内容について担当者から意見を求めます。
- ・サービス提供にあたって伝達等を目的とした会議を週1回開催します。
- ・担当者が携帯電話により連絡がとることができる24時間体制を確保し、必要に応じて利用者の方等の相談に対応する体制をとります。

#### ◆職員研修

上記の方針を遂行するために職員の質の向上を図っています。採用前、採用後も徹底した研修を施設内外にて実施します。

感染症対策、事故防止、身体拘束・虐待防止について、3ヶ月に1度は会議をもち対策を検討するとともに防止に努めます。

#### ◆相談窓口

介護支援専門員の他にも苦情処理担当者を置き、いつでも利用者の方の相談窓口となれる体制をとっています。

#### ◆秘密の保護

職員は、業務上知り得た利用者の方並びにそのご家族の秘密は守ります。

職員でなくなった場合も秘密を保持するよう周知徹底しています。

#### ◆関係市町村及び他の保健医療・福祉サービス提供者との連携

各機関と日頃から連携を密にし、利用者の方に迅速かつ公正中立なサービスを提供するべく心掛けています。

#### ◆利用者の方の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

### (2) 居宅介護支援の概要

ガイドライン方式に基づく課題分析表を用い、利用者の方の抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

### (3) 居宅サービス計画の作成手順等

\*サービス計画作成までの手順は以下のとおりです。

- ・ご自宅を訪問し、利用者の方やご家族からお話を伺います。

- ・利用者の方やご家族の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
  - ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
  - ・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。
- \*その他提供するサービス
- ・要介護認定の申請、変更の代行
  - ・給付管理表の作成・提出等

## 6. 公正中立性の確保

事業者のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

## 7. 緊急時の対応

介護支援専門員は、利用者の方の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が指定した協力医療機関に連絡する等の措置を講じます。

## 8. 事故発生時の対応

- ◆利用者の方の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。
- ◆事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ◆利用者の方の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ◆事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 9. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当法人相談窓口	電話番号	(088) 885-0800
	FAX番号	(088) 885-1288
	相談員	小川 友美・西岡いづみ
	対応日時	月曜日から金曜日 8:30~17:30

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知市 介護保険 相談窓口	所在地 高知市本町5丁目1-45 高知市役所 介護保険課 事業係 電話番号 (088) 823-9972 FAX番号 (088) 824-8390 対応日時 月曜日から金曜日 (年末年始・祝祭日を除く) 8:30~17:15
南国市 介護保険 相談窓口	所在地 南国市大桶甲2301番地 南国市役所 長寿支援課 介護保険係 電話番号 (088) 880-6556 FAX番号 (088) 863-1167 対応日時 月曜日から金曜日 (年末年始・祝祭日を除く) 8:30~17:15
高知県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護保険課 苦情相談係	所在地 高知市丸ノ内2-6-5 電話番号 (088) 820-8410 FAX番号 (088) 820-8413 対応日時 月曜日から金曜日 (年末年始・祝祭日を除く) 9:00~12:00 13:00~16:00

10. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 さわらび会
代表者氏名	理事長 水上 佳与子
本法人所在地・電話	高知市五台山3780-1 (088) 885-0800
業務の概要	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、デイサービスセンター、小規模デイサービスセンター、ホームヘルパーステーション、居宅介護支援事業所
事業所数	6事業所